

(事業案内)

緑育の実践

(平成 18 年度からの実績)

[子供の森づくり事業の募集]

茨城の子供たちの豊かな感性と安定した情緒を取り戻すひとつの方法として、古来より慣れ親しみ日本人の原体験・アイデンティティである自然、特に「緑」との関わり合いを児童教育の場で再現させることを目的にこの事業の積極的な展開を行います。

この事業の実施については「緑の少年団」と「学校林」が重要な項目であることから、まずこれから述べる。

○平成 23 年度「緑の少年団」の育成と

「学校林活用事業」について

(緑育事業)

1 はじめに

温暖多雨という日本の気候は森林の生育に最適な環境になっているが、反面、何千年という長い期間人間の手の入った森林（2次林という）、つまり管理された森林がほとんどの日本の森林は、放置すると「つる」や「笹」あるいは「竹」等が繁茂し、手入れを怠れば林木の生育に支障をきたす。

勿論、原生自然を維持し、何百年という期間をくぐれば、その地域の最適な植生（極盛相）に遷移していくが、その経過期間中は荒れた状態にあり、人間生活の為には勿論、自然環境（景観、機能）としても歓迎できるものではない。

現在、森林を主とする「緑色植物」は地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源（固定）として、その役割が大きな期待を受けている。

それは人間が産業革命以来幅広く森林を利用し、それを都市化して生活を向上させてきた歴史、つまり森林破壊の歴史を補償させる意味もある。

以来、緑化推進を図り、森林を持続可能な利用方法の確立をすることで自然との調和を図ってきた歴史（木の文化）があるが、近年の化石燃料（石油等）の出現で縄文時代以来の森林との付き合い方が「お米」の移入による稲作文化との長い期間での融和と違う劇的でかつ短期間での大きな変化が起こった。

緑化推進は国策の基本であり、森林林業は社会経済状況がどう変化しようとして子々孫々に伝えなければならない財産であり技術である。

古来（弥生）より、林業は農業の付帯的な産業として農業の余剰労働力が森林管理を担保し、公益的機能の発揮に期せずして貢献してきたが、付き合い方（利用目的）の変化により、現在（昭和40年代以降）は経済財としての利用が主流のため、これらは多目的機能発揮のための作業とはならず、期待できるのは生業ではなく高齢化社会の到来による高齢者の余剰労働力の消費が主流であり、森林文化の継承とこれらに付随する伝統技術の消滅が危惧されている。

勿論、文化とは生活様式が長い間繰り返され習慣化し、固定化されて初めてカルチャーとして生まれるものとするれば、森林文化が変化するのは当然であるが、子供たちにその古い森林文化、林業伝統を伝えることが重要である。

そこで、学校と森林教育の関係を調べると、歴史的には里山で子供たちが家の手伝いで森林作業をしていたこと（貴重な労働力として位置づけられた）を除けば、明治 28 年にさかのぼるが、アメリカの「ノースロップ博士」により紹介されたアーバーディ（学校植林の日と翻訳され、内容は年に 1 度植林の日を決めて、国中で木を植える運動を展開する）に端を発した学校林運動がある。

この運動は、富国強兵が国是の日本では、自然環境教育あるいは緑化思想の普及啓蒙としてよりも、「学校校舎」の立て替え（新築）や補修、改築の原資の造成手段として歓迎され、全国に普及した。

つまり、地域の基本財産形成が主であり、全国で実施された。

現在、ゆとり教育により「学校 5 日制」や「総合的な学習の時間」が実施され、児童生徒の自然環境を通じて自ら考える授業も開設され、これらに対応した民間運動（緑推運動）では「森林愛護少年団」があり、現在全国的に名称を統一された「緑の少年団」運動が盛んである。

「緑の少年団」は県内で 177 団 16,138 人を数える。

そして、これらをさらに強化し、拡大し、森林との付き合い方を学ばせることが最適な自然学習カリキュラムと考える。

そこで、この「緑の少年団」の活動フィールドで最適なものとして、この学校林が考えられるし、「学校林」を自然環境教育にフィールドとして利用し

なければ大きな損失でもある。

そこで 2001 年に学校林の全国調査が実施され、結果も発表されたが、先ほど述べたように、これらの明治以来の学校林設置事業は基本財産造成の趣が強く、教育的活動フィールドに適したもののばかりではない実態となっている。

全国の設置学校数は 3,312 校で自然環境教育活動に適しているのは 30%弱となっている。

これに対し、茨城での利用率は 50%を越えている。これは茨城の森林は平地林が主流で、ほとんどが里山ということに大きな原因があげられる。

しかしながら、この内「緑の少年団」が結成されているものは 11 校である。

また、「緑の少年団」及び「学校林」の状況は別紙 (1, 2) のとおりである。

以上から、既設の学校林（分収林・部分林）と「緑の少年団」の結びつきは少ないと同時に、これらの学校林は子供の教育フィールドとしてではなく、山岳地に設置したため、利用が困難な場所が多いものと思われる。

しかし、学校林は自然環境教育フィールドとしては最高の素材であり、PTA や森林ボランティア団体、林業行政（インストラクター）が関与すれば、最高の森林体験活動の場になる。

◇学校林の利用最適条件（安・近・短）

- 1 安全な地形（急峻、岩石、急流等でないもの）
- 2 近距離に存在（1 km以内）

3 短期間の滞在で学習可能な植生の分布

2 平成 23 年度以降の計画

「緑の少年団」を強化育成し、「学校林」を拡大し、これらを連動させるための手段として、以下の 3 つの方法が考えられる。

- (イ) 緑の少年団を強化育成すること
- (ロ) 学校林を設置すること（子どもの森づくり推進事業）
- (ハ) 学校内に森林を持ち込むこと（子どもの森づくり推進事業）

— [この 3 つを具体化事業にするための提案] —

(イ) 緑の少年団の育成強化

- (1) 指導者の確保 ・ 教員の知識と情熱は必要なため教員研修に森林林業科目を入れる。

関連した現制度はあるが、利用は少なく認知率も低い

講師の派遣は緑化機構、あるいは林務行政が担当
現地研修は緑化機構で実施（森林ボランティア研修と同じ）
緑化機構の出前講座（教員、生徒全てが対象）
森林林業体験促進事業（きのこ栽培の体験等）

(2) 緑の少年団の連盟の強化

各個団の連携と情報の共通化、共用化を図るためにも県連の強化が必要

[森林愛護運動推進事業（緑の少年団の育成）]

(ロ) 学校林の設置

学校林設置の必須条件は植生あるいは種の多様性が特徴である里山（2次林）であること（放置して荒らすと一定期間単純種が主となる）、また土地所有者の理解と協力が要ること、活動では完結できない作業を補完するPTAや森林ボランティアが必要なこと等がある。

最大の課題は単なる「森林公園」でないということ、つまり管理実務体験が出来る「生産活動」も行うことである。

[条件]

- 1 利用権の確保が必要
- 2 教員の自然環境教育としての知識と情熱が必要
- 3 作業を補完する支援組織が必要（PTA、同窓会、NPO等）
- 4 地域社会と学校の教育・連携が必要

（地域社会に学習の成果を認識させる）

- 5 地理的な適地条件が必要
 - * 学校から移動するため、近いところ、交通危険場所を経由しないこと
 - * 平坦で区域内にあるいは近くに危険な場所がないこと
 - * 教師の目の届く範囲の広さであること
 - * 管理に手のかからない林相にある程度仕上がっていること
 - * 雑木を主とした混交林であること
 - * 出来れば小動物や地域特有の植物等があること

これらの学校林の設置については、緑化機構で相談窓口を設置しているが、利用率は低い。

平成 23 年度の重点項目は、各校に相談窓口の認知をさせること

また、学校林整備・活用促進事業（平成 14 年から）学校林ボランティア活動支援事業等もあり、これらの認知率と活用率を高めることが必要。

昭和 59 年から全日本学校緑化コンクール（これは昭和 25 年全日本学校植林コンクールから学校環境緑化コンクールがプラスして現在）があり、この強化。

[平成 23 年度事業]

学校林（子どもの森）活用調査

- アンケート調査学校への追跡、面接、現地調査
- 総合的学習時間で森林・緑が取り上げられた学校の有無調査
- 利用権設定（地主の好意のみ）可能な優良フィールド有無調査
- 地域社会の支援の可能性調査
- 支援ボランティア団体の有無調査

（調査結果による国土緑推の公募事業への参加、茨城県緑推単独財源利用の両面から、モデル校の設定・定額により実施校の裏負担無し）

(ハ) 学校内に森林を持ち込むこと（学校緑化）

（子どもの森と命名）

森林を見ることにより人間の情緒が安定することが確認されており、これを学校で実践する。(森林セラピーの応用)

これは実物でも写真でも効果があり、「少子化」による学校校庭の余裕化を利用したミニ森林を造成(常に認識する、しないは別として、目で森林・緑を見ざるを得ない状況をつくる)すること。

校舎内で廊下や踊り場に森林の写真を長期展示する。

(1) 子どもの森づくり推進事業

「ふるさとの木によるふるさとの森の再生」を主眼として校庭の小面積に林業主要樹種である「スギ・ヒノキ・マツ・クヌギ・ナラ」5樹種を主体に茨城地方で生育する灌木の苗をなるべく多く密植、混植する。

[密植の意味] 小苗木であれば単価が安く、小面積に沢山植えることができ、下草も少なくなり、初期除草も楽になる。

また、すぐに密閉状態になるため、抜き切り(除伐・間伐)や剪定(枝打)の必要がでて、保育(手入れ)の作業が短期間で経験できる。

森林林業循環システムの短期間化。(記録の引継ぎにより世代間の連携が出来る)

[樹種について]

スギ(有史以来一番利用されている木)については少花粉種を使う。

スギは日本固有の樹種で、絶やすことのできない理由を説明する。

ヒノキは世界最長の木造建築の材料。(照葉樹文化圏と分布が同じ)

マツは外来種であるが、白砂青松、松竹梅など日本文化の象徴。

クヌギ、ナラは落葉広葉樹で、里山利用の主要樹種。

ミニ森林（キッズの森）は身近な自然環境教育の教材であるし、視覚による森林セラピー効果が期待できる。

資材、指導（カリキュラム作成を含む）、管理を含めて地域社会やPTA、ボランティアとの連携により社会教育的な効果（地域コミュニティの復活）も期待できる。

(2) 学校内の森林写真の長期展示

県関係の写真コンクール等の森林写真の借用による学校内への長期展示

県緑推主催の森林写真コンクールの新設（作品の一括長期展示）

学校関係者（PTA）等の森林写真展示

[緑育事業（実績）]

○キッズの森づくり推進事業（緑推単独事業）

18年度実施学校名
かすみがうら市立佐賀小学校
桜川市立坂戸小学校
行方市立武田小学校
かすみがうら市立新治小学校

19年度実施学校名
稲敷市立古渡小学校
行方市立現原小学校
行方市立羽生小学校
坂東市立七郷小学校
水戸市立双葉台小学校

○子供の森づくり推進事業（県単補助・森林湖沼環境税事業）

各年度 12 校で実施

20 年度実施学校名
那珂市立第三中学校
笠間市立岩間第一小学校
城里町立七会東小学校
潮来市立牛堀小学校
銚田市立野友小学校
銚田市立舟木小学校
龍ヶ崎市立松葉小学校
稲敷市立古渡小学校
稲敷市立沼里小学校
筑西市立古里小学校
筑西市立新治小学校
坂東市立飯島小学校

21 年度実施学校名
常陸大宮市立山方小学校
常陸大宮市立美和中学校
城里町立七会東小学校
潮来市立津知小学校
行方市立北浦中学校
つくば市立九重小学校
龍ヶ崎市立松葉小学校
稲敷市立新東小学校
桜川市立真壁小学校
境町立猿島小学校
筑西市立古里小学校
筑西市立関城西小学校

22 年度実施学校名
大子町立黒沢中学校
水戸市立常磐小学校
笠間市立稲田小学校
潮来市立大生原小学校
潮来立牛堀中学校
龍ヶ崎市立城ノ内小学校
かすみがうら市立新治小学校
かすみがうら市立宍倉小学校
筑西市立川島小学校
境町立猿島小学校
五霞町立五霞西小学校
五霞町立五霞東小学校

水と緑の森林基金事業 （国推公募・学校環境緑化 モデル事業）
平成 18 年度 水戸市立梅が丘小学校
平成 19 年度 牛久市立神谷小学校
平成 20 年度 常陸太田市立瑞竜小学校
平成 21 年度 水戸市立常磐小学校
平成 22 年度 境町立猿島小学校
平成 23 年度 古河市立駒羽根小学校

ナオイオートの森づくり事業
平成 22 年度 かすみがうら市立新治小学校
平成 23 年度 取手市立白山小学校（予定）

子どもの森づくり 平成 23 年度分については募集中

以 上